

医療安全管理の業務指針と報告システム

1 医療安全管理指針と体制の整備

1) 指針は最初の安全報告である



医療安全体制をしっかりと整備していく

医療安全管理の基本的な考え方
安全管理体制を整備

1 医療安全管理指針と体制の整備

1) 指針は最初の安全報告である

医療安全のための活動を個人だけでなく組織として取り組んでいくためには、まず医療安全体制をしっかりと整備していくことが大切です。

医療安全体制の整備は、医療安全文化の醸成のためには決して欠かすことのできないものです。個人から組織、体制から文化へと昇華させていくためには、組織としてどのような指針をもって臨むのかが問われるのです。医療安全管理の基本的な考え方、安全管理体制を整備するに必要な要素を解説していきます。

2) 医療安全管理体制の整備

医療を取り巻く環境は日々専門化、高度化している
単純な業務やシステムだけでなく、複数の人間が関与した非常に複雑化されたシステム

- ①医療に係る安全管理のための指針を整備する
- ②医療に係る安全管理のための委員会を開催する
- ③医療に係る安全管理のための職員研修を実施する
- ④病院における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策を講ずる
- ⑤特定機能病院や臨床研修病院において、医療機関内に安全管理を行う医療安全管理者の配置を行うこと(特定機能病院は専任の医療安全管理者の配置をすること)

2) 医療安全管理体制の整備

医療安全管理を個人としての取り組みだけでなく、組織として取り組む必要がある理由から解説します。医療を取り巻く環境は日々専門化しており高度化しています。個人として行うことができる単純な業務やシステムだけでなく、複数の人間が関与した非常に複雑化されたシステムです。

そのため医療における安全対策も、複雑化されたシステムに対応するためには、個々人の努力だけでは対応しきれないものになっています。

医療安全を実現していくためには、まず組織としての管理体制を整備して、機能性のある取り組みをしていく必要があるのです。以下は医療法施行規則において義務付けられている医療安全管理体制の整備に関する概要になります。

- ①医療に係る安全管理のための指針を整備する
- ②医療に係る安全管理のための委員会を開催する
- ③医療に係る安全管理のための職員研修を実施する
- ④当該病院における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策を講ずる
- ⑤特定機能病院や臨床研修病院においては、医療機関内に安全管理を行う医療安全管理者の配置を行うこと(特定機能病院は専任の医療安全管理者の配置をすること)

これら医療安全管理体制の整備に必要とされる各概要を次で解説します。



3) 医療安全管理指針 「医療安全管理指針は組織における最初の安全報告である」

医療安全管理指針は義務づけられています。医療安全管理指針の整備は医療法第2条の第3章「医療の安全の確保」で有床・無床を問わず義務づけられています。

医療安全管理指針を整備する場合は、基本事項をベースにして作成します。基本事項はこのようになります。



医療安全管理体制を整備する上で、最も基本となるのは医療安全管理指針です。組織内における全ての安全活動は、この医療安全管理指針に結びついている活動なのです。

安全管理指針は大空に浮かぶ凧のようなものです。組織の皆から見えるものであり、凧からも皆が見えるものでなければなりません。また、凧はすべて糸で繋がっており、制御しているのは組織の成員一人一人、つまり「あなた」です。

部署の違いや職種の違いにかかわらず、組織内における全ての活動が安全管理指針に直結しているのです。



安全管理指針は組織における基本理念を明文化したものであり、組織のどの部署からも、どの役割を担っている人からも最短距離で直接的なものである必要があります。

そのためには、適切な指針を策定し、それを全職員に周知し共有することが重要になります。また、1度決定した指針であっても、あまりにも現場の実態から乖離したものである場合には隨時改訂する必要があります。